

平成24年度 第1回峡南北部二病院統合協議会 議事録

1 日 時 平成24年11月30日（金） 午後7時～8時15分

2 場 所 市川三郷町役場1階会議室

3 出席者（敬称略）

（委員） 久保眞一（市川三郷町長）	内田利明（同町議会議長）
秋山詔樹（同町議会特別委員長）	松野清貴（同町議会議員）
志村 学（富士川町長）	芦澤益彦（同町議会議長）
齋藤正行（同町議会特別委員長）	井上光三（同町議会議員）
河野哲夫（市川三郷町立病院長）	伊藤正己（同事務長）
穂坂さち子（同総看護師長）	中島育昌（社会保険鯉沢病院長）
大間辰雄（同事務局長）	保坂ひろみ（同看護局長）
佐藤 弥（山梨大学医学部附属病院副病院長）	
三枝幹男（山梨県福祉保健部長）	

（事務局）市川三郷町 小林室長 他1名
富士川町 大森リーダー 他1名
市川三郷町立病院 小林主査
社会保険鯉沢病院 秋山課長
山梨大学医学部 山田室長
山梨県医務課 田中課長、山本地域医療監 他3名

4 報告事項

次の事項について、事務局が報告した。

- （1）協議会設置に係る経緯について
- （2）設置・運営要領及び関係規程について

5 役員選任

委員の互選により、久保市川三郷町長が会長に選出された。

また、久保会長の指名により、志村富士川町長が副会長に選任された。

6 議 題

- （1）協議会の協議項目について
- （2）統合協議の手順及び工程について
- （3）統合病院の経営形態に関する基本的な考え方について
- （4）統合病院の名称に関する基本的な考え方について
- （5）統合病院の情報システム整備の方向性について

(6) その他

7 議 事

(1) 協議会の協議項目について

○議長

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

議事1、協議会の協議項目について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料3の協議会の協議項目についてご覧いただきたいと思います。

3ページをご覧ください。先ほどお話しがありましたとおり、今年度末を目途に、設置及び人事管理、管理運営、財務会計に関する方針等をまとめた基本計画を策定させていただきたいと考えております。そのための4つの分野、設置に関すること、人事管理に関すること、管理運営に関すること、及び財務会計に関することにつきまして、協議項目を全部で14項目設けさせていただいております。一つ一つ説明させていただきます。

1番目は、病院の経営形態に関する協議でございます。望ましい経営形態の詳細については、別に協議することとされておりますので、この協議会で協議させていただきたいと考えております。2番目は、病院の名称でございます。統合病院及び各医療施設の名称について協議させていただきたいと考えております。3番目が、開院準備でございます。統合病院の開院に向けた手順や工程等について協議させていただきたいと考えております。

大きな分野の2番目が人事管理に関することでございます。1点目が役職員の処遇についてでございます。職員等の身分の移管又は採用等の方針について協議させていただきたいと考えております。2点目が給与及び定数についてでございます。職員等の給与及び定数の設定等の方針について協議させていただきたいと考えております。3点目が就業条件でございます。職員等の就業条件の設定等の方針について協議させていただきたいと考えております。

大きな分野の3つ目が管理運営に関することでございます。うち1点目が例規に関すること、統合病院の規程等について協議させていただきたいと考えております。2点目が情報システムの整備でございます。統合病院の情報システムの整備等について協議させていただきたいと考えております。3点目が業務管理でございます。業務執行等の方針等について協議をさせていただきたいと考えております。4点目が施設管理についてでございます。統合病院の施設管理等の方針について協議させていただきたいと考えております。5点目が関連施設でございます。両病院とも病院に隣接する形で介護老人保健施設がございます。この介護老人保健施設の取り扱いについて協議させていただきたいと考えております。

大きな協議分野の4点目が財務会計に関することでございます。うち1点目が財産の管理及び処分についてでございます。既存施設の資産及び負債の処理方針等について協議させていただきたいと考えております。2点目が会計処理についてございま

す。統合病院の会計処理の方針等について協議させていただきたいと考えております。3点目、最後の項目になりますが、資金管理についてでございますが、統合病院の資金管理の方針等について協議させていただきたいと考えております。

以上が、今後協議会で今年度内に協議を進めて参りたいと考えておる事項でございます。よろしくお願いたします。

○議長

ただ今、事務局からの説明が終わりました。議事1、協議会の協議項目につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いたします。

(意見等なし)

特にご質問等ないようでございますから、議事1、協議会の協議項目につきましては、ただ今の説明の方向で進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議事1、協議会の協議項目につきましては、この方向で進めることといたします。

次に、議事2、統合協議の手順及び工程につきまして、事務局から説明をお願いします。

(2) 統合協議の手順及び工程について

○事務局

それでは、資料4をご覧いただきたいと思ひます。3ページをご覧ください。

表組みの資料をご用意させていただいております。この協議会の協議の手順と工程についてでございますが、統合協議会と設立母体の整備、社会保険病院の経営権の取得、それから外部委託調査からなる今後の手順について、掲げさせていただいております。

まず、統合協議会に関して、本日のような協議会を月1回のペースで年度末までの間、開催させていただきたいと考えております。本日、11月30日でありましたが、来月1回、再来月1回、というような形で協議の機会を設けさせていただきたいと考えております。もちろん、その間に、綿密に打合せをさせていただきたいと考えております。場合によってはヒアリング等をお願いすることになると思ひますので、よろしくお願いたします。

協議の手順・工程でございますが、先ほどご承認いただきました、協議項目、14項目ございましたが、これを概ね3つのグループに分けて、順を追って検討を進めて参りたいと考えております。

まず、第1グループといたしまして、経営形態や統合病院の名称、情報システムの整備に関することでございます。これを11月と12月、1月の3回の協議会で検討を進めて参りたいと考えております。なお、3回で検討する中で、あとの2回を主要な協議機会といたしまして、密度の濃い検討をさせていただければと考えております。

同じような形で第2グループでございますが、業務管理や施設管理など管理運営に関することでございます。これは後ほど述べますが、外部委託調査の成果を待ちなが

ら検討を進める必要がございますので、次回の検討協議会から、1月、2月と3回にわたって検討を進めて参りたいと考えております。

最後に第3グループでございますが、人事管理や財務会計、開設準備に関することでございます。かなりボリュームのある部分になりますが、これも、外部委託調査の成果を待ちまして、細かに検討を進めて参る必要がございますので、1月の協議会から、2月、3月とかけて、検討を進めて参りたいと考えております。非常にタイトなスケジュールでございますが、精力的に協議を進めて参りたいと思っておりますので、是非、御協力をいただきたいと思っております。

また、経営形態の参考事例とするために、先行事例の調査研究をさせていただきたいと思っております。今現在も机上の研究を進めておりますが、百聞は一見にしかずでございますので、先行事例の現地視察をさせていただきたいと考えております。12月を予定しておりますが、千葉県方面に、この地域にとって参考になる事例が幾つかございますので、できれば大勢の方に参加していただきたいわけですが、後ほどご案内を申し上げますので、ご参加をお願いしたいと思います。今のところ視察先として想定しておりますのは、千葉県山武市でございます、さんむ医療センター、これは平成22年度から地方独立行政法人に移行した好例でございます。2点目が、公立長生病院、これは千葉県茂原市でございます。これは一部事務組合の地方公営企業法の一部適用という形から、平成23年度から、全部適用に移行したパターンでございます。一部適用、全部適用につきましては後ほどの議題の中で説明させていただきたいと思っております。3点目が船橋市立医療センターでございます、これは市が単独で経営してございますが、平成21年度から、一部適用から全部適用へ移行した施設でございます。いずれの施設とも、経営形態の変更をしてから2年ないし3年が経っておりますので、どのような目的で経営形態を変更し、それがどのような成果に結びついているか、ということが、現地にて、見て参れるのではないかと考えております。なお、相手先の都合によりまして、変更等になる可能性がございますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それから、設立母体設置でございます。これは、新たな経営主体の形態につきましては、今後協議させていただくこととしておりますが、設立の準備段階におきまして、共同で事務を進めていくために、共同の事業体を設置させていただきたいと考えております。現時点で、一部事務組合を設立し、円滑迅速に開院に向けた準備を進めるということを想定させていただいております。これは、後ほど述べる開院時における経営形態とは別個のものと理解させていただきたいと思っております。円滑迅速に開院準備を進めるための設立母体ということでございまして、12月中に原案を策定し、調整の後、1月に成案をまとめ、県知事への事前協議をさせていただき、両町の議決をもって本申請を行い、年度末までに設立認可まで参りたいと考えております。

4点目が経営権取得でございます。これは、社会保険病院の譲受けに関する部分でございます。先日、11月15日に、富士川町から厚生労働大臣に譲渡要望をいただいたところでございます。今後、大臣から譲渡指示があり次第、RFOとの価格交渉に入っていただき、年度末までに合意になることができれば、年度が明けたところで、一部事務組合の議決をもって取得の決議をし、契約締結をしていただきたい、

と考えているところでございます。

最後に外部委託調査でございますが、不動産鑑定評価と基本計画策定支援につきまして、それぞれ外部委託をさせていただきたいと考えております。不動産鑑定評価につきましては、両病院の現時点における資産の価値を適正に評価し、統合病院における資産の評価を行うためのものでございます。基本計画策定支援につきましては、管理運営や人事管理、財務会計など専門的な事項等が、当協議会の検討事項に多く含まれておりますので、外部のコンサルタントの手をお借りしたいと考えているところでございます。以上がこの協議会の手順と工程でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今、事務局からの説明が終わりました。議事2、統合協議の手順及び工程につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。このような手順、工程でよろしいでしょうか。

(意見等なし)

特にご意見等ないようですので、議事2、統合協議の手順及び工程につきましては、ただいまの説明の方向で進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議事2、統合協議の手順及び工程につきましては、この方向で進めることとします。

次に進みます。議事3、統合病院の経営形態に関する基本的な考え方につきまして、事務局から説明をお願いします。

(3) 統合病院の経営形態に関する基本的な考え方について

○事務局

資料の5をご覧くださいと思います。先ほどご承認いただいた手順工程で、第1回協議会から、経営形態については協議に入る、ということをご承認いただいたところでございますので、経営形態に関しまして今後協議を進めていただく上での、基本的な考え方を整理させていただきたいと思います。ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

3ページをご覧くださいと思います。統合病院の経営形態を検討する上で、時点を分けて、検討していただきたいと思います。私どもが提案させていただきたいのは、まずは、開院準備時点における形態。2点目が開院時における経営形態。3点目が開院後一定期間を経過した後の経営形態でございます。先ほど申しましたとおり、開院準備時点におきましては、両町で社会保険病院を取得するなど、共同して準備を進めることが望ましいため、まず一部事務組合の設置をお願いしたいと考えております。両町が共同して社会保険病院を買い取ることが望ましい理由といたしまして、3項目整理させていただいておりますが、1点目が、医療法に基づきまして病院を開院する手続き、あるいは使用許可等の手続きが、2回必要になる、これは相当に事務負担等がかかりますので、こういった手続きが過度に煩瑣になることを避ける必要があ

ると考えております。2点目といたしまして、関係法令に基づく病院の設置、管理手続きが煩瑣になることを避ける必要があると考えております。3点目といたしまして、地域医療再生基金の使途の公平性を確保する必要があると書かさせていただきました。鰯沢病院は峡南北部の全体の医療提供体制の強化・充実を図るために基金を使用して取得していくこととしておりますが、このためには両町が共同してRFOから病院を購入するという手続きをとることが望ましいと考えております。また、基金の町別の実績を示す上でも、両町の配分額に過度の偏りがあるということは、住民感情上も避けた方がよろしいのではないかと考えておりますので、この意味からも両町で共同して社会保険病院を買い取っていただければ、と考えております。

2点目が、開院時における経営形態であります。これが本論になりますが、これの検討にあたりまして、この地域が採用可能な経営形態案を類型化するとともに、検討する上での指標となります視点・留意点を設定することにいたしまして、的確な検討を進めて参りたいと考えております。この経営形態の類型案や検討にあたっての視点、留意点につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

3点目が、開院後一定期間を経過した時点でございますが、これは先ほどご覧いただいた協定書第7条に、開院から一定期間を経過した時点を目途として、経営形態の評価及び見直しを行う、と規定されておりますので、この時点でさらに適切な経営形態を目指すこととされております。

今申し上げた3つの時点を図示させていただいたものが、4ページに掲げさせていただいているものでございます。これは経営形態を類型化するものでもございまして、類型案の1から4まで整理をさせていただきました。先ほど申しましたとおり、開院準備時点におきましては、迅速円滑に開院準備を進めていただくために、事務の共同化を進めていただく意味で、一部事務組合を設立していただきたいと考えております。また、開院後、一定期間を経過した後は、さらに適切な経営形態を目指し、評価・見直しをすることとされております。この部分を確定事項とさせていただき、その間、病院引渡しから一定期間を経過するまでの間の経営形態をどうするかということを、4つの類型に絞って、今後検討を進めて参りたいと考えております。図の中の、網掛けの部分でございます。類型の1から4まで設けさせていただいておりますので、それぞれ説明させていただきます。

類型の1が、一部適用型一組方式、一組というのは一部事務組合の略称でございますが、これは、開設準備を行う一部事務組合の規約を変更し、地方公営企業法を一部適用する管理運営主体とする案でございます。地方公営企業法というのは、地方公営企業の管理運営を定めたものでございます。これを一部適用するという意味は、地方公営企業法のうち、財務に関する規定のみを適用するという意味でございます。財務に関する規定と申しますのは、いわゆる発生主義会計原則に基づきまして、複式簿記による企業会計を取らせていただくというものでございまして、一般の行政部門の公会計とは異なる会計手法を取らせていただく、一般の企業と同じような会計制度を取る、ということでございます。

これを全部適用型にしたものが、類型の2でございます。開設準備を行う一部事務組合の規約を変更し、地方公営企業法を全部適用する管理運営主体とする案ござい

ます。全部適用と申しますのは、先ほどの一部適用と違ひまして、財務の規定はもちろんのこと、組織や人事に関する規定も全て適用する、というものでございまして、この場合は、一部事務組合という呼称ではなく、企業団という名前になります。基本的な性格は一部事務組合でございまして、表中の表示は一部事務組合、かっこ、企業団とさせていただきます。法律上の名称は企業団ということになります。この場合の、一部適用との大きな違いは、管理者である企業長が置かれる、ということとございまして、その企業長には、病院の経営管理に関する大きな権限が委ねられる、ということになっております。一部適用の場合には、一般的には、どちらかの町長様が管理者となり管理運営を行ってまいります。そのため、管理者のもとに病院長が置かれるということで、病院長の経営の権限というものが、ある程度限られたものになってまいります。全部適用になりますと、企業長が経営あるいは医療の両方を担当することになりますので、一部適用に比べて、一歩、民間的な経営手法に近づいた経営形態、ということが言えると思います。

それをさらに推し進めたものが、類型3の地方独法方式でございまして。開設準備を行う一部事務組合を解散し、新たに地方独立行政法人を設置して管理運営を行わせる案でございまして。これは、地方独立行政法人法に基づいて、全く新たな法人を設立することになります。これにつきましては、理事長職が置かれまして、理事長が経営のトップとして、管理運営を行うという形になりまして、先ほどの類型2に比べますと、さらに民間的な経営手法が進められた形ということが言えようかと思っております。

類型の4が、二階建て方式と命名させていただきましたが、これは開設準備を行う一部事務組合を設立団体として存置したまま、新たに地方独立行政法人を設置して管理運営を行わせる案でございまして。これは、病院の設置と管理運営の役割を分ける形でございまして、若干わかりにくい部分があるかと思っておりますけれども、実際の病院の管理運営は、地方独立行政法人が行うという意味では類型3と同じでございまして。ただ、この場合は、一部事務組合が管理主体となりますので、例えば大きな災害があった時、あるいは何らかの事由により経営状態が悪化したような場合に、設立団体としての町が、どのような資金的な人的な支援を行っていくかという場合に、両町が協議することを、より迅速円滑にするために、一部事務組合を常置する形になります。このような形にすることによりまして、そういった予期しない状況にも迅速適格に対応できる案として、一定の合理性を持つものではないかと考えております。

以上の4つの類型をご提案申し上げまして、この中で、よりベターな案を、今後のご協議によりお決めいただければ、と思っております。また、今後、それぞれの案のメリット、デメリット等をご提示申し上げたいと思っておりますので、それに基づきまして、比較検討をお願いしたいと思います。比較検討にあたりまして、ご留意願いたい点を5ページに、視点、留意点ということで掲げさせていただいております。現時点で想定される視点や留意点を5項目、ピックアップさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

1点目は、経営効率という点でございまして。これは、経営責任の明確化を図りながら、経営の自由度・裁量度を確保することによりまして、質の高い医療の提供と経営改善の推進を両立させ、もって経営効率を高めていく必要があるというものでござい

まして、最も経営形態を検討する上で重視するポイントになってくるのではないかと考えております。

2点目は、設置母体による統治、ガバナンスの問題でございます。自治体立の病院になりますので、公立病院として必要な政策医療を提供していただく必要があります。この中にはいくつかの不採算、収入をもって充てることができない支出を想定する医療分野もでてまいります。こういったものを責任をもって提供していただくとともに、設置者として、公営企業を推進するための目標設定や企業活動の監視を円滑に行っていく必要があるかと考えております。このような観点からも経営形態を検討していただく必要があると考えております。

3点目は、職員の身分でございます。先ほど、基本協定書の中でご覧いただいたとおり、原則として、職員の雇用関係を承継することとしていることから、両病院に勤務する職員の意向を踏まえた経営形態にする必要がある、と考えております。また、病院の利用者である住民の皆様のご意見を尊重していく必要がある、とも考えております。

4点目は、移行準備期間でございます。基本協定等でご覧いただいたとおり、平成26年4月を統合病院への移行時期とさせていただいておりますので、開院までの準備期間が過度に窮屈にならないように、経営形態を考える上でも留意していく必要があると考えております。

最後に、可変性ということをご披露させていただきます。新規に開院してから後、今からは予期しない状況等もあらうかと思っておりますが、開院後の病院経営の状況を踏まえまして、経営形態を修正したり、変更することが可能となるような経営形態ということも、留意の対象としていく必要があるのではないかと考えております。現時点では先ほど申し上げた4つの類型を、今申し上げた5つの視点、留意点をもって、今後、比較検討させていただきたいと考えております。

なお6ページに、総務省が平成19年に策定いたしました公立病院改革ガイドラインの抜粋を掲げさせていただきますので、参考までにご覧いただきたいと思っております。ガイドラインの中で経営形態の見直しということで、今回、当地域で検討しようとしております、地方公営企業法の全部適用と地方独立行政法人化の非公務員型を、2つの選択肢として整理していただいております。下線の部分、若干太字になっている部分をご覧いただきたいと思っております。この2つの形態がございませけれども、『いずれの形態によっても、経営形態の見直しが所期の効果を上げるためには、人事・予算等に係る実質的な権限が新たな経営責任者に付与され、経営責任者において自律的な意思決定が行われる一方で、その結果に関する評価及び責任は経営責任者に帰することとするなど、経営に関する権限と責任が明確に一体化する運用が担保される必要がある。』というところをご留意いただきたいと思っております。ここで言うところの経営責任者というのは、地方公営企業法の全部適用の場合は、企業長ということになります。また、地方独立行政法人の場合は、理事長という名前になりますので、ご留意いただきたいと思っております。地方公営企業法の全部適用につきましては、やはり、下線の部分に重要なポイントがあらうと思っておりますが、上から4行目ですが、『民間的経営手法の導入という初期の目的が十分に達せられるためには、制度運用上、事業管理者の実

質的権限と責任の明確化に特に意を払う必要がある。』とされております。また、地方独立行政法人化の場合、これも上から3行目でございますが、『例えば予算・財務・契約、職員定数・人事などの面でより自律的・弾力的な経営が可能となり、権限と責任の明確化に資することが期待される。ただし、この場合、設立団体からの職員派遣は段階的に縮減を図る等、実質的な自律性の確保に配慮することが適当である。』と掲げられておりますので、ご留意いただきたいと思っております。

以上、経営形態に関する基本的な考え方といたしまして、類型化と視点・留意点について、ご協議いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長

ただ今、事務局から詳細な説明をいただきました。議事3、統合病院の経営形態に関する基本的な考え方につきまして、委員の皆様のご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

○委員

一点だけ、教えてください。類型の1、2、3、4とありますが、この中で病院の引渡しまでの期間ですが、1と2は、一部事務組合の規約の変更で済みますが、3の場合は、解散等あると思いますが、この辺の時間的な問題はどうか。

○議長

事務局でお願いします。

○事務局

お答します。具体的にどのくらい時間がかかるかということは、これから事務局で案を示して、ご協議していただきたいと思っております。一般的に、一部事務組合を解散して、そのまま続けるかどうか、また、独立行政法人化するかどうか、それぞれ準備期間については、急いだ場合は早くなるということがございますので、それをこれからお示ししたいと思っております。以上です。

○議長

よろしいですか。ほかの委員の皆様、何かございますか。

○委員

経営形態の4つの類型を挙げていただいたのですが、後の方で説明をいただいた、公立病院ガイドラインの中で、総務省の見解として、望ましい経営形態は、公営企業法の全部適用、それから独立行政法人であるということですが、この類型の中でそれに該当しないところは、例えば今後、総務省の示したものでないものになった場合、総務省から支援を制限されるようなことがあるのでしょうか。

○事務局

公立病院に対して、国から、特に総務省からどういう支援があるか、ということですが、直接的にガイドラインに基づかない経営形態だから、支援をする、しないということはございません。そういうご理解をいただきたいと思います。このガイドラインというのは、なかなか全国の公立病院がうまくいっていないが、その原因は何であるか等をいろいろ検討して、例えば地方公営企業法の全部適用ですとか、地方独立行政法人化をした方がいいのではないかなど、そういう考え方をまとめたものである、ということでございます。

○議長

ほかにごございますか。

(意見等なし)

特にご意見がないようでございますので、議事3、統合病院の経営形態に関する基本的な考え方につきまして、ただ今の説明の方向で進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議事3、統合病院の経営形態に関する基本的な考え方につきましては、この方向で進めることといたします。

次に、議事4、統合病院の名称に関する基本的な考え方につきまして、事務局から説明をお願いします。

(4) 統合病院の名称に関する基本的な考え方について

○事務局

それでは資料6をご覧くださいと思います。名称に関する基本的な考え方の案につきまして、説明をさせていただきます。

検討に当たりまして、この病院がこの地域に新たに設立される団体であるということで、内外の期待や要望に応え、職員の意欲を喚起するために、新鮮で活力のある名称とさせていただきたいと考えております。また、統合病院が峡南地域全体の医療拠点としての機能を兼ね備えたものとなることを内外に示す名称とさせていただきたいと考えております。さらに、統合病院の所在地域を端的に示すとともに、地域住民が親しみが持てるような馴染み深い名称とさせていただきたいと考えております。このような、清新性、拠点性、地域性の3点を検討にあたり留意しながら、今後の対応の方向性を探ってまいりたいと考えております。

対応の方向性として、私どもから提案させていただきたいと考えておるのは、統合病院の名称を考えるにあたり、統合病院全体を表す名称と各医療施設を表す名称を組み合わせて使用していたらどうか、というものでございます。例の欄に挙げさせていただいたとおり、まるまる医療センターまるまる病院、というような形で、病院全体の名称をそれぞれの施設に冠し、それぞれの医療施設の名称をそれに繋げる、という形で、今後の名称を検討させていただければと考えております。なお、地域性に鑑みまして、統合病院全体の名称、各医療施設の名称のうち、少なくとも一方には地域を表す名称を冠してまいりたいと考えております。例えば、峡南ですとか、峡南北

部、市川三郷、鯉沢、富士川といったような、馴染み深い名称を冠してまいりたいと考えております。統合病院の名称というのは、統合に向けた機運を醸成するとともに、求心力を高めるためにも、非常に重要なポイントになるものだと考えております。できれば、第1グループの中で早めに検討させていただくこととさせていただいておりますが、早めに病院の名称案を提案させていただき、統合に向けた機運、あるいは求心力を高めることをさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

事務局の説明が終わりました。議事4、統合病院の名称に関する基本的な考え方につきまして、委員の皆様のご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(意見等なし)

特にご意見がないようでございますので、議事4、統合病院の名称に関する基本的な考え方につきまして、ただ今の説明の方向で進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議事4、統合病院の名称に関する基本的な考え方につきましては、この方向で進めることといたします。

次に、議事5、統合病院における情報システム整備の方向性につきまして、事務局から説明をお願いします。

(5) 統合病院の情報システム整備の方向性について

○事務局

資料の7をご覧いただきたいと思っております。3ページをご覧ください。統合病院の情報システムに関しましては、先に、北部地域医療連携部会におきまして、施設設備整備計画をご承認いただき、その中で情報システムの整備のために2億4千万円の地域医療再生基金を割り当てることを御了承いただいたところでございます。本日は、その考えに立ちまして、現時点で想定しております仕様等について、整備の方向性ということで掲げさせていただいております。3ページでございますが、導入するシステムでございますが、電子カルテシステムと医事会計システムを、いずれも複数医療機関対応型のものを整備させていただきたいと思っております。複数医療機関対応型と申しますのは、1つのシステムにより、複数の医療機関のシステムの処理が可能になるもの、ということでございます。端末の台数、クライアントパソコン、プリンタ、ラベルプリンタ、ラベルプリンタというのは、薬の袋等に印字することができるものでございます。対象システムとしては、電子カルテシステムのほか、オーダリングシステムや、看護支援システム、部門システムインターフェイス等を想定させていただいております。また、サーバーの設置場所として、社会保険鯉沢病院を想定させていただいておりますが、情報システム上は、完全に市川三郷町立病院と鯉沢病院を一つの病院、医療施設と考えて、システム整備を行う、という発想に立ったものでございます。

もう一つは、医事会計システムでございまして、クライアントパソコンとプリンタ

を、それぞれの病院に10台と4台、整備することを想定させていただいております。同じようにサーバーの設置場所は、社会保険鯉沢病院と考えさせていただきたいと思っております。このシステムには、医事システムからのデータ移行も含めて考えております。また、再診患者の受付機、あるいは診察カードの発行機、こういったものも、想定の中に入れさせていただいております。

もう一つ、院内のシステムに加えまして、山梨大学医学部附属病院との診療情報連携をするために、医療情報連携システムを整備させていただきたいと考えております。社会保険鯉沢病院にサーバーを置き、市川三郷町立病院と共用する電子カルテシステムが、山梨大学医学部附属病院の電子カルテと相互に連携するような形で、山梨大学医学部附属病院から派遣された医師の皆様が、ストレスなく診療に入れるような体制づくりを組ませていただきたいと考えております。また、病院間の回線の速度につきましても、両病院間は1ギガ、社会保険鯉沢病院と山梨大学医学部附属病院の間は、100メガということで、非常に太い回線を確保させていただきたいと考えております。

また、一番最後の行でございますが、市川三郷町立病院と社会保険鯉沢病院、当然、今は違う患者IDということで、違う診察券を使って異なるIDで管理をされてますが、統合病院になりますれば、この患者IDの統合ということも必ず必要になることとございまして、できるだけ早い段階で診察券の統一、ということもさせていただきたいと考えております。

以上のことを図示させていただいたものが、次の4ページでございます。市川三郷町立病院と社会保険鯉沢病院が、共用する形で統合病院基幹業務システムを整備させていただきたい、この中には、電子カルテシステムと医事会計システムが含まれます。これを連携サーバーを通じて山梨大学医学部附属病院と医療情報連携システムを組み、診療情報が相互にストレスなく、やり取りできるようにするという内容のものでございます。3病院の情報のやり取りが非常にスムーズにかつ迅速に行われるようになるというものでございます。なお、左側に同じ地域医療再生計画の中で整備させていただいております、峡南6病院の患者情報共有システムというものがございます。これは別事業になりますが、2病院につきましては、今回整備させていただく、統合病院基幹業務システム、医療情報連携システムで、同等以上の機能が発揮できると考えておりますので、その他の病院につきましては、既存の患者情報共有システムを予定通り整備させていただくことで、6病院の間の診療情報がスムーズにやり取りできる体制も併せて確保させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長

事務局の説明が終わりました。議事5、統合病院の情報システム整備の方向性につきまして、委員の皆様のご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(意見等なし)

特にご意見がないようでございますので、議事5、統合病院の情報システム整備の方向性につきまして、ただ今の説明の方向で進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議事5、統合病院の情報システム整備の方向性につきましては、この方向で進めることといたします。

以上で、予定された議事につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

○委員

2病院の統合とは直接は関係ありませんけれども、この峡南地域医療再生計画の中には、病院間の患者の輸送、足の確保というのも入っております、これは峡南病院も含めた、そして一次医療機関も含めた、いろいろなところへ廻れる形で、バスシステムを考えていかなければならないと思います。今回のこの協議会とは関係ありませんけれども、まるきり関係ないこともありませんので、そして、前回の北部医療部会の中で部会長の方から、来年4月には動かしたいという希望もありましたので、この件につきましては、市川三郷町さんと富士川町さんのバスの関係を担っている部署も含めてですね、両町が納得のいく、そしてまた患者の皆さんにもご納得いただけるようなシステムを、地域公共交通として、作り上げて、そしてこの協議会へも報告をさせていただく、という形で皆さんのご了解をいただければ、と思っております。

○議長

今、患者様の利便性、足の確保につきまして、バスの運行等についてのご発言をいただきましたが、今ご提案をしていただきましたような方向で、両町で、協議をしていく、ということで了承をいただけますでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように進めさせていただきます。

そのほか、ございますでしょうか。事務局からはありますか。

(特になし)

無いようでございますので、以上で議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

※ 議事終了後、事務局から、次回開催予定について連絡し、全委員により次のとおり日時が確認された。

・平成24年度 第2回峡南北部二病院統合協議会

1 日 時 平成24年12月25日(火) 午後6時～

2 場 所 富士川町役場1階会議室

<照会先>

山梨県福祉保健部医務課 地域医療再生担当
直通055-223-1483